



安心のネットワーク
NOSAI

家族のスマイル安心宣言

住まいる

建物共済

住まいるのご案内

加入の目安・各種特約

事故・お支払い

手続き

共済掛金率表

NOSAIから



家族の安心をサポートする3つのポイント

① 再取得価額で補償

どんなに古い建物や家具類でも、現在住んでいるか管理をしていれば、現在建てなおす価額または再取得する価額まで補償します(新価特約をつけた場合)。新価特約をつけても掛金は変わりません。

② 掛金が安い

火災共済(木造・一般住宅等)の掛金は、共済金額1万円当たり7.4円。1日わずか約122円で6,000万円の補償をします。

③ 特約付帯で実損害額を補填

小損害実損填補特約を付帯することで、損害額が30万円以下の場合に、加入割合に関わらず全額を共済金としてお支払いします。加入金額が1,000万円以上の契約に付帯できます。

火災や落雷事故を補償 火災共済

下記にある事故が発生した場合、損害共済金の支払い対象となります。

対象となる事故



※地震を起因とする火災等の損害やそれによって延焼又は拡大した損害は火災共済ではお支払いできません。

補償できる限度額(共済金額)

建物1棟当たり **6,000万円**まで

建物の用途(食堂、加工場など)によっては、上限が4,000万円または2,300万円の物件があります。

補償限度額

(火災 **6,000万円** +

加入の仕方

建物本体に加えて生活に使用する家具類を補償します。
加入の仕方は、次からお選びください。

- ① 建物のみの加入
- ② 建物と家具類を合わせて加入
- ③ 建物と家具類それぞれに金額を設定して加入

※建物の用途(アパート・事務所など)によっては、家具類の加入ができない物件があります。
※建物の附属設備、家具類には、敷地外の設備、営業用の什器など、補償範囲に含まれないものがあります。
詳しくはP8をご覧ください。

共済掛金例

木造一般住宅の場合、1万円当たり

7.4円

(例) 1,000万円加入
→ 共済掛金7,400円

※建物の用途・構造等によって掛金が異なります。
※詳しくは、P10をご覧ください。

さらに、次の費用共済

損害共済金にプラスする費用共済金

残存物取片付け費用共済金

損害が生じ、残存物取片付け費用が発生した場合にお支払いします(地震等事故は除きます)。

特別費用共済金

火災、自然災害等の事故によって80%以上の損害割合となったときにお支払いします(地震等事故は除きます)。

失火見舞費用共済金

加入物件が火元となる火災や爆発によって他人が所有する物に損害(煙損害除く)を与えたときにお支払いします。

総合共済とも**1年間**です。(共済責任開始日の午後4時から、1年後の午後4時までです)

住まいの案内

台風災害や地震も補償 **総合共済**

下記にある事故が発生した場合、損害共済金の支払い対象となります。

対象となる事故 火災共済で対象となる事故に加えて

風害



水害



雪害

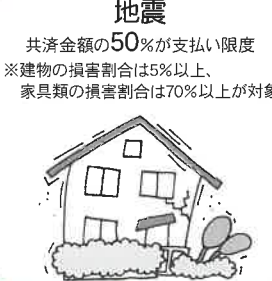


土砂崩れ・地すべり



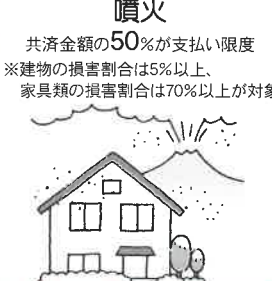
地震

共済金額の50%が支払い限度
※建物の損害割合は5%以上、
家具類の損害割合は70%以上が対象



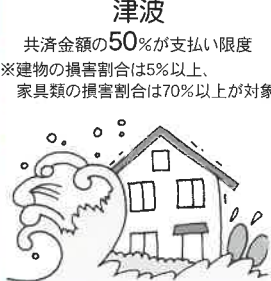
噴火

共済金額の50%が支払い限度
※建物の損害割合は5%以上、
家具類の損害割合は70%以上が対象



津波

共済金額の50%が支払い限度
※建物の損害割合は5%以上、
家具類の損害割合は70%以上が対象



※地震等を除く自然災害では、損害割合が80%未満のとき、損害額から1万円を差し引きます。

1億円まで
総合 **4,000万円**

補償できる限度額(共済金額)

建物 1棟当たり **4,000万円まで**
建物の用途によっては、上限が2,300万円の物件があります。

加入の仕方

加入の仕方は、次からお選びください。

- ① 建物のみの加入
- ② 建物と家具類それぞれに金額を設定して加入

※建物の用途(アパート・事務所など)によっては、家具類の加入ができない物件があります。
※建物の附属設備、家具類には、敷地外の設備、営業用の什器など、補償範囲に含まれないものがあります。
詳しくはP8をご覧ください。

共済掛金例

木造一般住宅の場合、1万円当たり

27.7円

(例) 1,000万円加入
→ 共済掛金 27,700円

※建物の用途・構造等によって掛金が異なります。
※詳しくは、P11をご覧ください。

金をお支払いします。 ※詳しくは、P6をご覧ください。

その他の費用共済金

損害防止費用共済金

損害の防止、軽減のために支出した費用があったときにお支払いします。

水道管凍結修理費用共済金

建物の専用水道管が凍結によって破損したときに復旧に要する費用をお支払いします。

地震火災費用共済金 (火災共済のみ)

地震、噴火、津波等を原因とする火災によって、建物に半焼以上の損害が生じたときにお支払いします。

加入の目安・各種特約

■ 加入の目安(住宅・農作業場等の場合)

◎建物の価値

用途と構造から該当する建物の坪あたりあるいは㎡あたり単価の目安としてください(事故があった場合は、延面積を計測して再取得価額を算出します)。なお、単価についてはあくまで目安であり建物の造り(屋根材、外壁材等)によっては、変わる場合があります。

※農作業場等で軒高が高い1階建ての建物については、2階建て相当として再取得価額を算出する場合があります。

(1坪=3.3㎡)

用途	構造	木造の目安額		鉄骨造の目安額	
		坪単価	㎡単価	坪単価	㎡単価
住宅		56.4万円	17.1万円	65.3万円	19.8万円
RC住宅(高床式構造住宅)		45.1万円	13.6万円	52.2万円	15.8万円
農作業場・納屋・車庫等		17.8万円	5.4万円	20.7万円	6.3万円

(1)50坪の住宅(1階35坪、2階15坪)の価値の目安/延坪数 50坪 × 坪単価 56.4万円 = 再取得価額 2,820万円

(2)80坪のRC住宅(1階のRC30坪、2+3階50坪)の価値の目安/延坪数 80坪 × 坪単価 45.1万円 = 3,608万円

◎家具類の価値

住宅の延面積(居住部分の面積)と家族の人数で計算します。

単位:万円

家族の人数		単身	2人		3人			4人				5人以上			
家族のうち18歳以上の人数 (学生は除きます)		—	1人	2人	1人	2人	3人	1人	2人	3人	4人	2人 以下	3人	4人	5人
住宅の延面積	20坪未満(66㎡未満)	860	930	1,030	960	1,060	1,310	1,070	1,100	1,460	1,590	1,170	1,500	1,700	1,870
	20坪~40坪未満 (66㎡~132㎡未満)	920	990	1,230	1,080	1,250	1,490	1,130	1,270	1,600	1,830	1,360	1,740	1,940	2,080
	40坪~70坪未満 (132㎡~231㎡未満)	1,120	1,190	1,340	1,260	1,410	1,730	1,330	1,480	1,840	2,020	1,550	1,940	2,160	2,370
	70坪以上(231㎡以上)	1,340	1,410	1,590	1,470	1,660	1,940	1,540	1,730	2,040	2,220	1,790	2,150	2,330	2,560

※大人5人を超える場合は、大人1人につき220万円を加算してください。家具類の価値(価額)算出に適用する住宅の延面積は、居住に使用する部分の延面積となりますので、車庫等を併設する場合は車庫等の面積を除きます。(例)家族の人数4人(そのうち18歳以上2人)、住宅の延面積50坪の場合、再取得価額1,480万円

◎建物の価値を出してみましょう!

上記の建物単価と家具類の価額を目安に、建物の価値を算出してください。坪単価での計算としていますが、㎡単価を使用する場合は延面積を㎡単位で計算してください。

●住宅の場合

延坪数 坪単価 建物の価値

建物部分 坪 × 万円 = ① 万円

住宅の延坪数 家族人数 大人(18歳以上)の人数 家具類の価値

家具類 坪 ⇒ 人 ⇒ 人 ⇒ ② 万円

※上記の表より転記してください。

建物の価値と家具類の価値の合計が、住宅の価値となります。

加入の目安 ① + ② = 万円

●農作業場の場合

延坪数 坪単価 建物の価値

坪 × 万円 = 万円

建物等の価額一杯までの加入をおすすめします。

※ここで算出した価値は目安ですので、ご加入の際の参考にしてください。

■ 各種特約 さらに充実した補償をおすすめします。

● 小損害実損填補特約(地震等事故を除きます)

損害額が30万円以下の場合、損害額をそのまま共済金としてお支払いします。

家具類を含む加入の場合には、建物・家具類それぞれについて**実損害額が填補**されます。
火災共済、総合共済を問わず、共済金額1,000万円以上の加入から付帯できます。

ただし、同一責任期間で火災共済と総合共済の加入がある同一物件の場合、火災共済と総合共済のどちらか一方にしか付帯できません。

なお、地震等事故の場合には適用されません。

◎計算例

落雷により、建物30万円、家具類20万円の損害

火災共済1,000万円(家具類含み)の加入

再取得価額 建物2,500万円 家具類1,500万円 合計4,000万円

【特約付帯なし】

$$\text{損害合計 50万円} \times \frac{\text{加入額 1,000万円}}{4,000万円 \times 0.8} = 156,250 \text{円}$$

【特約付帯あり】建物・家具類それぞれ30万円以下の損害のため、それぞれ実損害額を支払う。

実支払額 = (建物)30万円 + (家具類)20万円 = 50万円

● 臨時費用担保特約(地震等事故を除きます)

損害共済金のお支払いの際に、その損害に伴う臨時の費用に対してお支払いします。

支払額は損害共済金の10%・20%・30%の3つの給付割合からお選びいただけます(1事故1建物ごとに250万円限度)。

また、加入者(同居の家族を含む)が共済事故により死亡または後遺障害を被った場合は、死亡・後遺障害費用共済金として1事故1名ごとに、共済金額の30%をお支払いします(1事故1名ごとに200万円限度)。

ただし、地震等事故の場合には、「臨時費用共済金」・「死亡・後遺障害費用共済金」は支払われません。

特約を付した場合、共済掛金の割増あるいは別途共済掛金が必要となります。詳しくはP10~11の「共済掛金率表」をご覧ください。

■ 共済金のお支払い

事 故	共済の種類	支払共済金算定式
火災、落雷 などの事故	火災共済 総合共済	加入割合 80%以上 $\text{損害額} = \text{損害共済金}$ (補償金額が限度)
		加入割合 80%未満 $\text{損害額} \times \frac{\text{補償金額}}{(\text{建物+家具類の価値}) \times 0.8} = \text{損害共済金}$ (補償金額が限度)
風水雪害	総合共済	$(\text{損害額} - 1\text{万円}) \times \frac{\text{補償金額}}{\text{建物の価値}} = \text{損害共済金}$ (補償金額が限度) ※損害割合80%以上の場合は 損害額から1万円を差し引き ません。
地震・噴火・ 津波		$\text{損害額} \times \frac{\text{補償金額} \times 0.5}{\text{建物の価値}} = \text{損害共済金}$ (補償金額が限度) ※建物の損害割合は5%以上、 家具類の損害割合は70% 以上からお支払いします。

※上記の支払い限度は、補償金額か建物の価値のいずれか低い金額となります。

■ 各種費用共済金のお支払い

損害共済金にプラスする費用共済金

残存物取片付け費用共済金

損害が生じ、残存物取片付け費用が発生した場合、損害共済金の10%か実費のいずれか少ない額を限度にお支払いします(地震等事故は除きます)。

特別費用共済金

損害割合が80%以上になったときにお支払いします(地震等事故は除きます)。

$$\text{特別費用共済金} = \text{補償金額} \times 10\%$$

※支払限度額は、1建物につき200万円となります。

失火見舞費用共済金

加入物件が火元となって、他人が所有する物に損害(煙損害除く)を与えたときにお支払いします。

$$\text{失火見舞費用共済金} = \text{被災世帯数} \times 50\text{万円}$$

※支払限度額は、1回の事故につき補償金額の20%となります。

損害防止費用共済金

損害防止、軽減のために支出した次の費用があったときにお支払いします。

- ① 消火薬剤等の再取得費用
- ② 消火活動に使用したことにより損傷した物の修理費用、または再取得費用

$$\text{損害防止費用共済金} = \frac{\text{損害防止軽減費用の額} \times \text{補償金額}}{(\text{建物+家具類の価値}) \times 0.8}$$

※支払限度額は、損害防止軽減費用の額となります。

その他の費用共済金

水道管凍結修理費用共済金

建物の専用水道管が凍結したことによって破損した場合に、その専用水道管を復旧するために要する費用を実費でお支払いします(パッキングのみに生じた損害や給排水設備に生じた事故に伴う漏水等による水ぬれ損害により共済金を支払う場合は除きます)。

※支払限度額は、1回の事故につき10万円となります。

地震火災費用共済金(火災共済のみ)

地震、噴火、津波等を原因とする火災によって次の損害が生じたときにお支払いします。

- ① 建物が半焼以上のとき
(半焼とは損害割合が20%以上になったときをいいます)
- ② 家具類は収容している建物が半焼以上のとき、または、その家具類のすべてが全焼のとき
(この場合の全焼とは、損害割合が80%以上になったときをいいます)

$$\text{地震火災費用共済金} = \text{補償金額} \times 5\%$$

■ 共済金のお支払い例 (建物の価値が6,000万円の場合)

◎火災により全焼し、隣家2軒に損害を与えた場合

	損害共済金	残存物取片付け費用共済金	特別費用共済金	失火見舞費用共済金	支払共済金合計
6,000万円加入	6,000万円	600万円※	200万円	100万円	6,900万円
3,000万円加入	3,000万円	300万円※	200万円	100万円	3,600万円

※解体材の運搬費・処分費が損害共済金の10%を超える場合のお支払い額です。

■ 共済金の支払いについての重要事項

● 他の共済・保険の契約があるとき、共済金の支払いを分担することがあります。

加入した建物等に補償内容と同じくする他の共済・保険契約があり、それぞれの契約の支払額合計が「建物共済約款」に定める支払限度額を超えるときは、「建物共済約款」に定める方法により共済金を分担して支払います。

★次のような理由による損害には共済金を支払いません。

- (1)加入者が共済掛金等をお支払いいただく前に生じた損害
- (2)加入者(加入者でない方で共済金を受取る方も含めます)又はそれらの方の法定代理人の故意又は重大な過失によって生じた損害
- (3)加入者と生計を共にする同居の親族の故意によって生じた損害
- (4)共済事故の際における紛失・盗難
- (5)建物等の性質又は欠陥や自然消耗や劣化が原因による損害
- (6)加入者の事故発生通知の怠り及び故意又は重大な過失による事実と反する通知をしたとき
- (7)損害調査等に必要書類の偽造・変造又は損害調査の妨害をしたとき
- (8)加入者が必要な追加共済掛金の支払いを怠ったとき
- (9)戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動によって生じた損害
- (10)地震等によって生じた損害(建物総合共済における地震事故及び建物火災共済地震火災費用共済金を支払う場合は除きます)
- (11)核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性に起因する事故によって生じた損害
- (12)火災共済において、建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突及び倒壊が自然災害によって生じた場合
- (13)建物の損傷を伴わない雨もり(ふき込み・しみ込み等)
- (14)落雷以外の原因によるショート、こげつきのみの損害
- (15)原因が特定できない損害
- (16)水ぬれによる損害を伴わない給排水設備に生じた事故(水道管凍結修理費用共済金を支払う場合は除きます)
- (17)獣害
- (18)建物の損害を伴わない洪水等による浸水

● 共済約款に記載されている次の場合には共済金をお支払いできない場合があります。

- (1)「損害発生の場合の手続き」の通知を怠り又は故意若しくは重大な過失により不実の通知をしたり損害調査を妨害した場合
- (2)「損害防止義務」の指示に従わなかった場合
- (3)「通知義務」「告知義務」又は「重大事由による解除」により契約を解除した場合
- (4)加入者が共済金の支払請求手続を行使することができる時から3年間行使しない場合

● 修理見積書等、必要書類の作成費用及び仮修理(応急修理)にかかる費用は、損害額に含まれません。 (自己負担になります。)

■ 加入者の損害防止義務についての事項

● 損害の防止及び軽減に努めてください。

- (1)共済契約者は共済目的について通常の管理や、事故が発生したとき又はその原因が生じたときには、損害の防止又はその軽減に努める等の損害防止義務があります。
- (2)損害防止義務を怠ったときは、損害の額から損害の防止又は軽減することができたと認められる額を差し引くことがあります。

■ 重大事由による解除についての事項

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、共済金をお支払いできないことがあります。

- (1)共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと
- (2)共済金の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと
- (3)NOSAIの契約者に対する信頼を損ない、契約の存続が困難な重大な事由があった場合

■ ご加入についての重要事項

- **共済責任期間は、責任開始日の午後4時から終了日の午後4時までです。**

「住みいる」の共済責任期間は、1年です。なお、ご都合により責任開始日を同じにするために限り、1月単位に1年未満の共済責任期間でご契約することができます。

- **建物共済の共済掛金等は、ご加入額、建物の用途などにより決まります。**

共済掛金等は、共済金額、建物の用途・構造、付帯する特約などにより決まります。詳しくはNOSAIまでお問い合わせください。

- **ご加入金額(共済金額)が少ない場合、十分な補償を受けることができない場合があります。**

共済金は、損害の額を基に建物・家具類(以下「建物等」といいます)の価値に対する共済金額(地震等の事故の場合は50%を乗じます)の割合に比例して算定します。そのため、ご加入額が建物等の価額に満たない場合は、発生した損害額を十分に共済金で補償することができないことがありますので、**建物等の価額一杯までの加入をおすすめします。**

- **建物共済の契約は、1棟単位となります。**

- (1)建物1棟ごとの契約となります(家具類も含めた場合も合わせて1棟となります)。
- (2)家具類は契約建物に収容されている物に限ります。又家具類単独の契約はできません。
- (3)家具類は、加入申込書において除外されている場合を除き一式の契約となります。

- **ご加入できない建物があります。**

- (1)建築中の建物
- (2)空家
- (3)通常管理(雪下ろし等)ができない、またはされない建物
- (4)無人精米所(コイン精米所)
- (5)すでに建物の一部に被害が生じ、いまだに復旧されていない建物
- (6)台風等の警報が発せられた地域内にある建物

- **家具類には補償の範囲があります。**

家具類とはご加入いただく建物に収容されている生活に必要な家庭生活用具のことで、家具、衣類、身の廻り品、寝具類、その他趣味・娯楽用品です。以下のものは除かれます。

- (1)営業用の什器、備品、商品、製品、半製品、原材料、工作機械その他これらに準ずる物
(例:事務所や店舗等のパソコン、電話機、FAXなど)
- (2)道路運送車両法に規定する自動車
- (3)稿本、設計書、図案、ひな型、い型、模型、証書、帳簿その他これらに準ずる物
- (4)通貨、有価証券、預貯金証書(預金証書又は貯金証書をいい、通帳及び現金自動預け払い・支払機用カードを含みます)、印紙、切手、乗車券、その他これらに準ずる物
- (5)船舶(ヨット、モーターボート及びボートを含む)及び航空機
- (6)貴金属、宝玉及び宝石並びに書画、骨とう品、彫刻物その他美術品で1個又は1組の価額が30万円を超える物
- (7)テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているデータその他これらに類するもの
- (8)動物及び植物等の生物
- (9)建物共済加入申込書に共済目的から除外する旨を記載している物

- **建物の補償範囲に含まれない設備等があります。**

建物の補償範囲には附属設備(TVアンテナ・太陽光発電装置等)も含まれますが、建物の敷地外にある附属設備は補償に含まれません。又、門、垣、塀その他の工作物は、建物共済加入申込書に共済目的とする旨を記載していないときは、共済目的には含まれません。

■ ご契約時の重要事項

- **加入申し込みの記載事項は、誤りのないようご記入ください。**

加入申込書の建物用途、構造など重要な事項としてNOSAIが告知を求めたもの（告知事項）について事実を正確に記入されるようお願いします。記入内容が事実と異なるときは、契約の解除や共済金を支払えなくなる場合があります。また、提出後、記入内容の変更又は誤りに気づいたときは、速やかにNOSAIにご連絡願います。

- **告知義務—加入申込書の記載上の注意事項**

加入申込書に記載された内容のうち、★印が付いている項目が告知事項です。

【告知事項】 (1)建物の情報／用途、構造（造・葺・階）、延面積、填補範囲、建物の所在地

(2)他の保険・共済契約等に関する情報／建物を契約の対象とする他の共済契約又は保険契約

- **加入申込書への押印は、本書面の説明確認印を兼ねております。**

- **共済掛金等は納入期限までにお支払いされないと契約は無効になります。**

(1)ご契約者の共済責任期間は、加入申込書に記載した責任開始日の午後4時から翌年同日の午後4時までとなります。共済掛金等は、加入申込後にお送りする「建物共済加入承諾書兼納入通知書」に記載されている納入期限日までにお支払いください。なお、共済責任期間は後日お送りする建物共済証券でご確認ください。

(2)建物共済申込みの承諾の通知に記載された、共済掛金等の払込期限を過ぎたときは、あらためて建物共済の申込みをしてください。

■ ご契約後の重要事項

加入された建物の契約内容に変更が生じたときは、NOSAIへご連絡ください。

加入申込書の提出後や共済責任期間中に、建物の増改築、構造の変更、空家にするなどの場合は、すぐにNOSAIへご連絡ください。

加入申込書の記入内容が事実と異なるときや、その後に契約内容に変更が生じた際に、すみやかに届出をしないと、共済金をお支払いできない場合があります。

事故が発生したときは、すぐにNOSAIへご連絡ください。

NOSAIは、迅速に適正な損害評価を行い、共済金の早期支払いを心がけています。加入者からの事故発生の連絡が遅れると、損害の認定に時間を要し、共済金を早期にお支払いできなくなりますので、事故が発生したときはすぐにNOSAIへご連絡ください。損害の確認ができない場合、共済金をお支払いできない場合があります。

- **ご契約後にご連絡いただくべき事項（通知義務事項等）**

ご契約後、加入申込書に記載された内容のうち、☆印が付いている項目の変更・訂正があった場合及び次に掲げる事実が発生したときは、速やかにNOSAIにご連絡願います。この通知を怠ったときは、共済金を支払えなくなったり、契約を解除しなければならなくなる場合があります。

【通知事項等】（加入申込書の☆印以外の事項）

- | | |
|-----------------------------|----------------------|
| (1)建物を譲渡する場合 | (5)共済目的を他の場所に移転する場合 |
| (2)建物を解体、改築・増築、修繕又は構造変更する場合 | (6)共済目的の危険が著しく増加した場合 |
| (3)建物を30日以上無人又は空家にする場合 | (7)共済目的の価額が著しく減少した場合 |
| (4)建物が共済事故以外の原因により破損した場合 | |

- **共済掛金等の返還・追加請求をすることがあります。**

通知義務事項等により、契約内容の変更又は契約を解除した場合、約款等の規定により共済掛金を返還又は共済掛金等を追加請求いたします。なお、解除の理由によっては、共済掛金を返還しない場合があります。

- **損害が発生した場合は、速やかにご連絡ください。**

事故発生の連絡が遅れますと事故の確認作業が困難になるなど、共済金の支払いができなくなることがあります。

- (1)加入者はNOSAIが求めた共済金請求に係る書類を作成し、事故を通知した日から30日以内に提出してください。
- (2)NOSAIは事故による損害があった共済目的について必要な調査をすることができます。
- (3)事故の通知を怠ったり、故意若しくは重大な過失により不実の通知をし、また正当な理由がなく損害調査の妨害、請求書類に不実の記載や変造した場合は契約を解除し、共済金を支払わない場合があります。

- **共済金お支払後の共済契約について**

- (1)損害割合（共済価額に対する損害額の割合）が80%以上の事故が発生したときは、共済金をお支払いした後、共済契約は消滅します。
- (2)損害割合が80%未満の場合、共済契約は当初契約の内容で共済責任期間の終了日まで継続します。

共済掛金率表

表中は共済掛金例となります。

共済掛金は建物の構造により、**一般造**、**耐火造A**、**耐火造B**に分類されます。

火災共済

◎主契約

(単位:円)

主な物件(用途)	掛金率の種類	共済金額	1万円当たり	500万円	1,000万円	2,000万円	3,000万円	5,000万円	6,000万円
住宅 車庫 農作業場 納屋 置	普通物件	一般造	7.4	3,700	7,400	14,800	22,200	37,000	44,400
		耐火造B	4.4	2,200	4,400	8,800	13,200	22,000	26,400
		耐火造A	2.4	1,200	2,400	4,800	7,200	12,000	14,400
店舗併用住宅 共同農作業場 事務所 寺院・神社	特殊物件	一般造	13.3	6,650	13,300	26,600	39,900	66,500	79,800
		耐火造B	7.4	3,700	7,400	14,800	22,200	37,000	44,400
		耐火造A	2.8	1,400	2,800	5,600	8,400	14,000	16,800
食堂 製材場 食料品等製造	特殊物件 割増	一般造	32.3	16,150	32,300	64,600	96,900	161,500	193,800
		耐火造B	15.4	7,700	15,400	30,800	46,200	77,000	92,400
		耐火造A	4.8	2,400	4,800	9,600	14,400	24,000	28,800

◎臨時費用担保特約

※小損害実損填補特約と合わせて付帯する場合は、共済掛金率が別途設定されますので、お問い合わせください。

(単位:円)

主な物件(用途)	掛金率の種類	共済金額	1万円当たり	500万円	1,000万円	2,000万円	3,000万円	6,000万円
住宅 車庫 農作業場 納屋 置	普通物件	一般造	30%	8.7	4,350	8,700	17,400	52,200
			20%	8.4	4,200	8,400	16,800	50,400
			10%	8.0	4,000	8,000	16,000	48,000
		耐火造B	30%	5.2	2,600	5,200	10,400	31,200
			20%	5.0	2,500	5,000	10,000	30,000
			10%	4.7	2,350	4,700	9,400	28,200
		耐火造A	30%	2.8	1,400	2,800	5,600	16,800
			20%	2.7	1,350	2,700	5,400	16,200
			10%	2.6	1,300	2,600	5,200	15,600
店舗併用住宅 共同農作業場 事務所 寺院・神社	特殊物件	一般造	30%	15.7	7,850	15,700	31,400	94,200
			20%	15.1	7,550	15,100	30,200	90,600
			10%	14.3	7,150	14,300	28,600	85,800
		耐火造B	30%	8.6	4,300	8,600	17,200	51,600
			20%	8.4	4,200	8,400	16,800	50,400
			10%	8.0	4,000	8,000	16,000	48,000
		耐火造A	30%	3.2	1,600	3,200	6,400	19,200
			20%	3.1	1,550	3,100	6,200	18,600
			10%	3.0	1,500	3,000	6,000	18,000
食堂 製材場 食料品等製造	特殊物件 割増	一般造	30%	37.8	18,900	37,800	75,600	226,800
			20%	36.8	18,400	36,800	73,600	220,800
			10%	34.8	17,400	34,800	69,600	208,800
		耐火造B	30%	17.8	8,900	17,800	35,600	106,800
			20%	17.5	8,750	17,500	35,000	105,000
			10%	16.6	8,300	16,600	33,200	99,600
		耐火造A	30%	5.6	2,800	5,600	11,200	33,600
			20%	5.5	2,750	5,500	11,000	33,000
			10%	5.2	2,600	5,200	10,400	31,200

◎小損害実損填補特約

860円(1契約につき定額の加算となります)

[例]住宅(一般造)1,000万円加入 ⇒ 共済掛金7,400円 + 860円 = **8,260円**

- 一般造：木造建物で、耐火造A・耐火造Bに該当しない建物
- 耐火造A：建物の主要構造部のうち、柱、梁、床、屋根及び小屋組がコンクリートで、外壁がコンクリート造の建物
- 耐火造B：鉄骨造建物で、外壁のすべてが不燃材料または準不燃材料で作られた（被覆）建物
または外壁のすべてがコンクリート造・コンクリートブロック造・石造・土蔵造

※付帯する特約の組合わせにより、掛金が異なる場合があります。

総合共済

◎主契約

(単位：円)

主な物件(用途)	掛金率の種類	共済金額	1万円当たり	500万円	1,000万円	2,000万円	3,000万円	4,000万円
住宅 車庫 農作業場 納屋 物置	普通物件	一般造	27.7	13,850	27,700	55,400	83,100	110,800
		耐火造B	25.3	12,650	25,300	50,600	75,900	101,200
		耐火造A	23.7	11,850	23,700	47,400	71,100	94,800
店舗併用住宅 共同農作業場 事務所 寺院・神社	特殊物件	一般造	32.4	16,200	32,400	64,800	97,200	129,600
		耐火造B	27.7	13,850	27,700	55,400	83,100	110,800
		耐火造A	24.1	12,050	24,100	48,200	72,300	96,400
食堂 製材場 食料品等製造	特殊物件 割増	一般造	47.4	23,700	47,400	94,800	142,200	189,600
		耐火造B	34.0	17,000	34,000	68,000	102,000	136,000
		耐火造A	25.6	12,800	25,600	51,200	76,800	102,400

◎臨時費用担保特約

※小損害実損填補特約と合わせて付帯する場合は、共済掛金率が別途設定されますので、お問い合わせください。

(単位：円)

主な物件(用途)	掛金率の種類	共済金額	1万円当たり	500万円	1,000万円	2,000万円	3,000万円	4,000万円
住宅 車庫 農作業場 納屋 物置	普通物件	一般造	30%	31.3	15,650	31,300	62,600	93,900
			20%	30.8	15,400	30,800	61,600	92,400
			10%	30.0	15,000	30,000	60,000	90,000
		耐火造B	30%	28.5	14,250	28,500	57,000	85,500
			20%	28.0	14,000	28,000	56,000	84,000
			10%	27.4	13,700	27,400	54,800	82,200
		耐火造A	30%	26.6	13,300	26,600	53,200	79,800
			20%	26.2	13,100	26,200	52,400	78,600
			10%	25.6	12,800	25,600	51,200	76,800
店舗併用住宅 共同農作業場 事務所 寺院・神社	特殊物件	一般造	30%	37.0	18,500	37,000	74,000	111,000
			20%	36.3	18,150	36,300	72,600	108,900
			10%	35.4	17,700	35,400	70,800	106,200
		耐火造B	30%	31.2	15,600	31,200	62,400	93,600
			20%	30.7	15,350	30,700	61,400	92,100
			10%	30.0	15,000	30,000	60,000	90,000
		耐火造A	30%	27.0	13,500	27,000	54,000	81,000
			20%	26.6	13,300	26,600	53,200	79,800
			10%	26.0	13,000	26,000	52,000	78,000
食堂 製材場 食料品等製造	特殊物件 割増	一般造	30%	54.7	27,350	54,700	109,400	164,100
			20%	53.7	26,850	53,700	107,400	161,100
			10%	52.1	26,050	52,100	104,200	156,300
		耐火造B	30%	38.8	19,400	38,800	77,600	116,400
			20%	38.1	19,050	38,100	76,200	114,300
			10%	37.0	18,500	37,000	74,000	111,000
		耐火造A	30%	28.8	14,400	28,800	57,600	86,400
			20%	28.4	14,200	28,400	56,800	85,200
			10%	27.7	13,850	27,700	55,400	83,100

共済掛金率表

◎小損害実損填補特約

3,070円(1契約につき定額の加算となります)

[例]住宅(一般造)1,000万円加入 ⇒ 共済掛金27,700円 + 3,070円 = 30,770円

■ 契約概要・注意喚起情報・その他のご注意点のご説明

この説明書は「住まいる」(NOSAIが実施する建物火災共済・総合共済の愛称)の契約概要や、お申込みに際してご注意いただきたい事項、又ご契約で得られた個人情報の取り扱いなど、ご契約に関する事項について記載したものですので、内容を十分ご確認ください。

なお、本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、後日お届けいたします「建物共済約款」に詳しく記載されておりますので、あわせてご確認のうえ、大切に保存してください。

■ その他の事項

農業共済組合は行政庁の指導のもと、事業の健全な運営に努めるとともにその保有する共済金支払い責任の一部を全国農業共済組合連合会と保険契約を締結して危険分散を図るなど、共済金の確実な支払いに努めていますが、財務状況によっては共済金等の支払い額が削減されることがあります。

■ 個人情報の取り扱い

ご加入の内容、加入申込書記載事項やその他知り得た情報(以下「個人情報」といいます)につきましては、当組合が、引受けの判断、共済金の支払い、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用(以下「利用目的」といいます)します。

また、本共済関係に関する個人情報は、当組合が実施する他の共済事業の案内等のため、業務に必要な範囲で利用することがあります。

当組合は、建物共済の共済金支払責任の一部を全国農業共済組合連合会(以下「全国連合会」といいます)の保険に付し、全国連合会は保険金支払責任の一部を全国共済農業協同組合連合会(以下「全共連」といいます)の再共済に付しているため、当組合は全国連合会及び全共連との間で個人情報を共同利用します。

法令により、必要と判断される場合、加入者・公共の利益のために必要と考えられる場合、個人情報の利用目的のために業務を委託する場合、他の保険・共済との支払分担を行う場合、再保険取引のために必要な場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。

■ ご加入いただける方

建物共済にご加入いただける方は、組合区域に住所を有する、次の組合員の方々です。

- | | |
|--------------------------|---------------------|
| ① 水稻または麦の耕作の業務を営む方 | ② 牛、馬または豚の養畜の業務を営む方 |
| ③ ぶどう・なし・もも・かきの栽培の業務を営む方 | ④ 大豆、ソバの栽培の業務を営む方 |
| ⑤ 園芸施設を所有または管理する方で農業を営む方 | ⑥ 建物を所有する方で農業に従事する方 |



新潟県農業共済組合